

令和3年度管理建築士講習のご案内

平成20年11月28日に施行された新建築士法により、管理建築士となるには建築士として3年以上の設計その他の国土交通省令で定める業務に従事した後、登録講習機関が行う講習を修了しなければなりません。

■講習日・講習会場等

会場コード	講習日	講習会場	定員
4B-01	令和3年6月30日(水)	静岡県建築士事務所協会 会議室 ※動画視聴を選択される方は修了考査から会場へお越しください。 (別途、申請書の提出が必要です)	各日6名
4B-02	令和3年8月27日(金)		
4B-03	令和3年10月13日(水)		
4B-04	令和4年2月15日(火)		

・講習時間は午前9時～午後5時予定です。

・コロナウイルス感染の広がり等の状況によっては、日程変更等が生じる場合があります。その場合は受講申込者の方にご連絡するとともに、当協会HPでご案内いたします。

【受講申込書及び受付】

建築技術教育普及センターHPから申込書等ダウンロードしてください。(窓口配布はありません)

普及センターHP：<http://www.jaeic.or.jp/>

【受付期間】 令和3年5月10日(月)～定員になり次第締切り (土日祝は除く)

【受付場所】 (一社)静岡県建築士事務所協会 本会事務局
〒420-0853 静岡市葵区追手町2-12 静岡安藤ハザマビル7F
TEL：054-255-8931 FAX：054-255-8955

【申込方法】 業務経歴のチェックがありますので、郵送前に必ず申込書本票と建築士免許証をFAXしてください。内容を確認後、事務局からご連絡しますので、それから本会事務局まで郵送してください。その際に84円切手貼付・宛先明記の封筒も同封してください。

また、講義を自宅等で動画視聴される方は、申込書と一緒に講義方式の変更申請書も提出してください。変更申請書は受講申込後～講習日2週間前まで提出可能です。但し、考査は会場で受けていただく必要があります。

【受講対象者】

■将来管理建築士になることを考えている人

■管理建築士の変更を予定している事務所で、新しい管理建築士がみ受講の場合

管理建築士を変更する際に新しい方が管理建築士講習を修了していない場合は管理建築士になることが出来ません。そのため、修了結果が出るまでの期間は事務所の廃業となり業務が行えません。このようなことが無いよう、事務所内に他に所属建築士がいる場合は、管理建築士講習を受講していることが望ましいです。

(注意) ※本講習を1度修了している方は、再受講する必要はありません。(建築士定期講習は3年に一度受講)

■受講手数料 16,500円(消費税・テキスト代を含む)

■修了者発表 講習日の翌月末を予定

■問合せ先 (一社)静岡県建築士事務所協会 TEL：054-255-8931